

茨城県 I T パスポート等取得支援補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、すべての企業人が身につけるべきデジタルリテラシーの習得を図り、DX進展下において企業の生産性向上や成長産業・分野への労働移動を促進するため、従業員のリスクリングに取り組む企業等に対し、予算の範囲内において茨城県 I T パスポート等支援補助金を交付するものとし、その補助金の交付に関しては、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 県内企業等

次のいずれかに該当する法人等をいう。

- ア 法人税法（昭和40年法律第34号）に定める普通法人、公益法人等及び協同組合等のうち、茨城県内に本社、本店、支店又は事業所等を有するもの
- イ 普通法人、公益法人等、協同組合等又はこれらの代表者が加入する茨城県内に設置された経済団体、経営団体、産業支援団体等

(2) 大企業

資本の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする者にあつては5,000万円、卸売業を主たる事業とする者にあつては1億円）超であつて、かつ常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする者にあつては50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする者にあつては100人）超の法人等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号の全てを満たす県内企業等とする。

(1) 補助事業終了後も引き続き1年以上茨城県内に活動拠点を有し、事業活動を継続する予定であること

(2) 県税に未納がないこと

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助金の交付対象としない。

(1) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同法第2条第13項に規定する当該営業に係る接客業務受託事業を行う者

(3) 当該補助事業について、国、地方公共団体その他の機関から別途補助金を受けている者

(4) その他、知事が補助金の支出先として適切ではないと判断する者

(補助事業の対象等)

第4条 規則第2条第2項に規定する補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

(1) 第3条に規定する補助対象者が、茨城県内に勤務する従業員又は役員（以下「従業員等」という。）に対し、次に掲げる検定試験を受験するために必要な費用又は資格手当等を交付する事業を新たに実施する場合において、その事業に要した費用の一部を補助する。ただし、当該従業員等が当該試験に合格した場合に限る。

ア 情報処理の促進に関する法律施行規則（平成28年経済産業省令第102号）別表に掲げるITパスポート試験

イ 一般社団法人データサイエンティスト協会が実施するデータサイエンティスト検定TMリテラシーレベル（DS検定[®]）

ウ 一般社団法人日本ディープラーニング協会が実施するG検定

(2) 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の経費区分、内容、補助限度額及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、ITパスポート等取得支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、別に定める書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（状況報告及び調査）

第6条 知事は、補助金支給事務の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて、申請者に対し、その報告を求めるとともに、関係する書類等について調査を行うものとする。

（補助金交付決定及び額の確定）

第7条 知事は、第5条の規定による申請があったときは、審査のうえ、補助事業の条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定させ、速やかにITパスポート等取得支援補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第8条 知事は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、口座振替払の方法により補助金を支給する。

（交付決定の取消等）

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当した場合には、第7条の交付決定の全部又は一部を取消又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき

- (2) 補助事業者が、補助金を他の用途に使用したとき
 - (3) 補助事業者が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき
 - (4) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をしたとき
 - (5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当するに至ったとき
- 2 知事は、前項に該当すると認めたときは、同項に該当すると認めた日又は補助金の交付決定を取り消した日以後、当該者に補助金を交付しないものとする。
- 3 知事は、第 1 項の規定により交付決定を取り消したときは、当該者に対しその旨を通知するものとする。

（補助金の返還等）

- 第 10 条 知事は、前条の規定に基づき交付決定の全部又は一部を取消又は変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずるものとする。
- 2 知事は、前項に基づく補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

（立入調査等）

- 第 11 条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は職員をその事業所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（証拠書類の保存）

- 第 12 条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（その他必要な事項）

- 第 13 条 知事は、この要項に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項を別に定めることができる。

付 則

この要項は、令和 5 年 7 月 7 日から施行する。

別表

補助対象経費

経費区分	内容・補助限度額	補助率
①試験受験料	<p>補助事業者が茨城県内に勤務する従業員等の試験（第4条第1号に掲げる試験をいう。以下同じ。）の受験のために、各試験実施主体に対して支払った受験手数料（従業員等が自ら受験手数料を負担した場合に、補助事業者が当該従業員等に対してその全部又は一部を支払った場合を含む。）</p> <p>ただし、従業員等1名につき、試験ごとに、次の金額を上限とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ITパスポート試験 7,500円 ・DS検定試験® 11,000円 ・G検定試験 13,200円 	10/10 ただし、補助事業者が大企業に該当する場合は1/2
②対策講座受講料等	<p>補助事業者が茨城県内に勤務する従業員等の試験の対策のために試験対策講座提供事業者に対して支払った受講料又は参考図書の購入に要した経費（従業員等が自ら受講料又は図書購入費を負担した場合に、補助事業者が当該従業員等に対してその全部又は一部支払った場合を含む。）</p> <p>ただし、従業員等1名につき、試験ごとに、1講座又は図書1冊に限るものとし、次の金額を上限とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ITパスポート試験 20,000円 ・DS検定試験® 40,000円 ・G検定試験 60,000円 	
③資格手当	<p>補助事業者が、茨城県内に勤務する従業員等に対し、試験に合格したことを条件として支払った資格手当、奨励金又は資格補助金等</p> <p>ただし、従業員等1名につき、試験ごとに、次の金額を上限とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ITパスポート試験 27,500円 ・DS検定試験® 51,000円 ・G検定試験 73,200円 	

(注1) 「①試験受験料」と「②対策講座等受講料」は同一の従業員等で併給可能。また、同一の従業員等が複数の試験に合格した場合、併給可能。それ以外の場合は、併給は認められない。

(注2) 補助対象事業について、教育訓練給付制度等、国、地方公共団体その他の機関から別途補助金を受けている場合は、補助対象外とする。

(注3) 補助対象経費は、いずれも他の経理と明確に区分できるものに限る。